

# お知らせ



## 定期行政相談

るよう心がけましょう。

北海道防災情報

<http://www.bousai-hokkaido.jp/>

問合せ 消防本部防災係

[32-3181](tel:32-3181)

## 無料法律相談会

無料法律相談会を開催します。

借金を整理したい・隣と敷地

のことでめでているので、何と

かしたいなどなど。

お気軽にご相談ください。

## 図書館からのお知らせ

図書館では、図書提供サービスの充実を図るために、4月より「移動図書館」を実施いたします。

一般図書や児童書など、300冊ほどお持ちしたいと考えてお

りますので、皆さんのご利用をよ

ろしくお願ひ申し上げます。

までは、「広報あかびら」の健

康生活カレンダーでお知らせ

いたします。

※4月の実施は、12日(金)と26日(金)

を予定しています。

までは、「広報あかびら」の健

康生活カレンダーでお知らせ

いたします。

## K&M Law ホームロイヤー

かかりつけのお医者さんのように、かかりつけの弁護士（ホームロイヤー）として、日常的な法律相談や老後の財産の管理方法、亡くなった後の財産をどのようにしたいかなどのご相談、ご依頼を受けることができます。詳しい内容については、当事務所までご相談ください。

どんなことでもお気軽にご相談ください（電話予約制）

札幌弁護士会所属  
弁護士法人 小寺・松田法律事務所

〈滝川事務所〉  
滝川市花月町1丁目1番10号  
TEL.0125-23-8455  
<http://www.kmlaw.jp>



① 高齢者雇用安定法の改正等

北海道労働局☎011-709-2311

『雇用確保を図るための高年齢者雇用安定法が施行されます!』

急速な高齢化の進行に対応し、高齢者がすくなくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。

今回の改正は、定年に達した方を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

なお、お問合せにつきましては、お近くのハローワーク又は北海道労働局までお願いします。

▼改正のポイント▲

- ① 継続雇用制度の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止(経過措置あり)
- ② 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- ③ 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- ④ 高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

問合せ ハローワーク滝川☎22-

3416

① パブリックコメントの募集結果  
『地域主権改革一括法に伴う条例制定等への意見募集結果について』

地域主権改革一括法が施行され、国の法令で規定されていた事項の一部について、自治体が条例などで定めることになり次第の条例の作成にあたり、市の考え方(条例案等)をまとめ、市民の皆さんからのご意見を募集しましたが、ご意見はありませんでした。

条例と所管部署

■赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

●市民生活課環境交通係

■(仮称)赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例▼同指定地域密着型介護

60代の女性がパンをトースターに入れスイッチをONにしたまま部屋の掃除をしていたところ、トースターのタイマーの不具合により内部が過熱し本体上部が焼け、煙が出たことにより寝室に設置された住宅用火災警報器の警報音が鳴りました。台所に行くと煙が充满していました。

ため、119番通報した後、コードをコンセントから引き抜いたところ、煙は収まり大事には至りませんでした。

■介護健康推進課介護福祉係  
■赤平市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに

問合せ 消防本部予防係

☎32-3181

水道技術管理者の資格基準▼赤平市公共下水道の構造の技術上の基準

●上下水道課管理係

① 上下水道からのお知らせ  
『水洗便所等改造資金融資あつせん制度』をご活用ください!

市では汲み取り便所を水洗便所に改造工事される方及び排水設備工事をされる方を対象に、一日も早く下水道に接続していただぐため、必要な資金の融資あつせんを行っています。

既存の便所を水洗化する改造工事及び排水設備の設備工事をされる方(法人・団体・官公庁及び営業用は対象外となります)融資あつせんの対象

① 住宅用火災警報器を  
つけましょう!  
火災から大切な家族や自分の命を守るために、住宅用火災警報器をつけましょう!!

平成23年6月1日より、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されています。

住宅用火災警報器が煙を感じし大事には至らなかつた事例

60代の女性がパンをトースターに入れスイッチをONにしたまま部屋の掃除をしていたところ、トースターのタイマーの不具合により内部が過熱し本体上部が焼け、煙が出たことにより寝室に設置された住宅用火災警報器の警報音が鳴りました。

台所に行くと煙が充满していました。

ため、119番通報した後、コードをコンセントから引き抜いたところ、煙は収まり大事には至りませんでした。

問合せ 消防本部予防係

☎32-3181

●処理区域内に住宅を所有しているか、所有者の同意を得た居住者負担金を滞納していない方●市税、水道料金、下水道事業受益者負担金を滞納していない方●自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難な方●融資を受けた資金の償還について十分な支払能力を有する方●赤平市内に確実な連帯保証人がいる方

市が指定する下水道排水設備工事指定業者が融資の手続きを代行してくれます。工事の申込み際は指定業者へ申してください。

●離婚 (45分)  
●多重債務 (30分)  
●交通事故 (30分)  
●雇用トラブル (30分)  
相談無料

※その他相談は有料のご案内となります。

相談予約ダイヤル 0125-22-8373

平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く) 土曜 10:00~13:00

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

店舗移転の為3月1日~3月31日 お買得品満載!!

# 売りつくしセール

ペット用品(フード類除く) 80%OFF

3月20日~店内備品を格安で販売致します。

カラーボックス(大・中・小) 本棚、棚、什器、ネット、フック、その他

ペットグッズさくら 赤平市豊里34番地(赤間小学校向い)

TEL: 0125-74-4870 【定休日】毎週水曜日

## 市民行事 event

**高齢者と子どもの集い  
(ぱじるこ大会)**

日 時	3月27日(水)10時～
場 所	総合体育館
対 象	市内の小学生
定 員	120名
申込締切日	3月13日(水)
申込先	各児童館
問合せ	老人クラブ联合会 ☎ 32-1568
※(月・水・金)の午前中	

**くらしの講座**

～食の問題を考える～

食生活にかかる食品の表示  
やTPP問題について、お話を聞  
いてみませんか。

日 時

3月19日(火)

場 所

交流センターみらい3階

講 師

非常勤講師　河道前伸子氏

問合せ

赤平消費者協会  
☎ 32-1833

**第29回東公民館まつり**

各同好会の皆さんによるパッ  
チワーキや俳句などの展示部門  
とダンス・舞踊・カラオケ・太極  
拳・大正琴などの芸能部門の発

**第6回みらいまつり**

交流センターみらいで、活動し

市民活動園

会場

開催場所

開催日時

開催料金

開催期間

開催場所

開催日時

